

# 4. 1 現状の業務全体像 (R5開発着手部分)

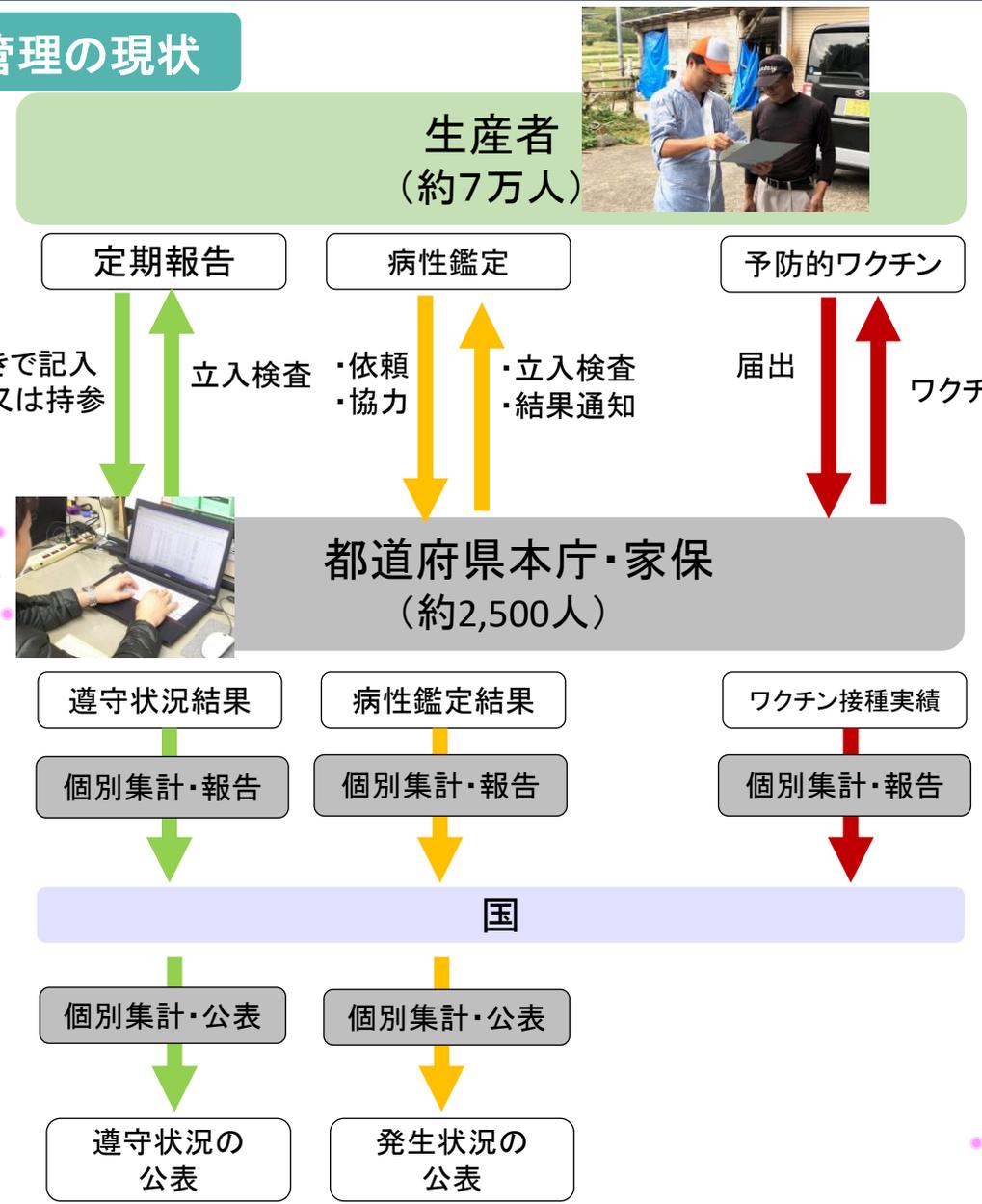
## 畜産現場での情報の管理の現状

提出された情報の  
転記・集計が大変

エビデンスに基づく  
指導ができない

結果のフィードバック  
に時間がかかる

それぞれの結果が  
連携されていない



飼養衛生管理基準の意義がわからない

どうやれば飼養衛生管理基準を遵守できるかわからない

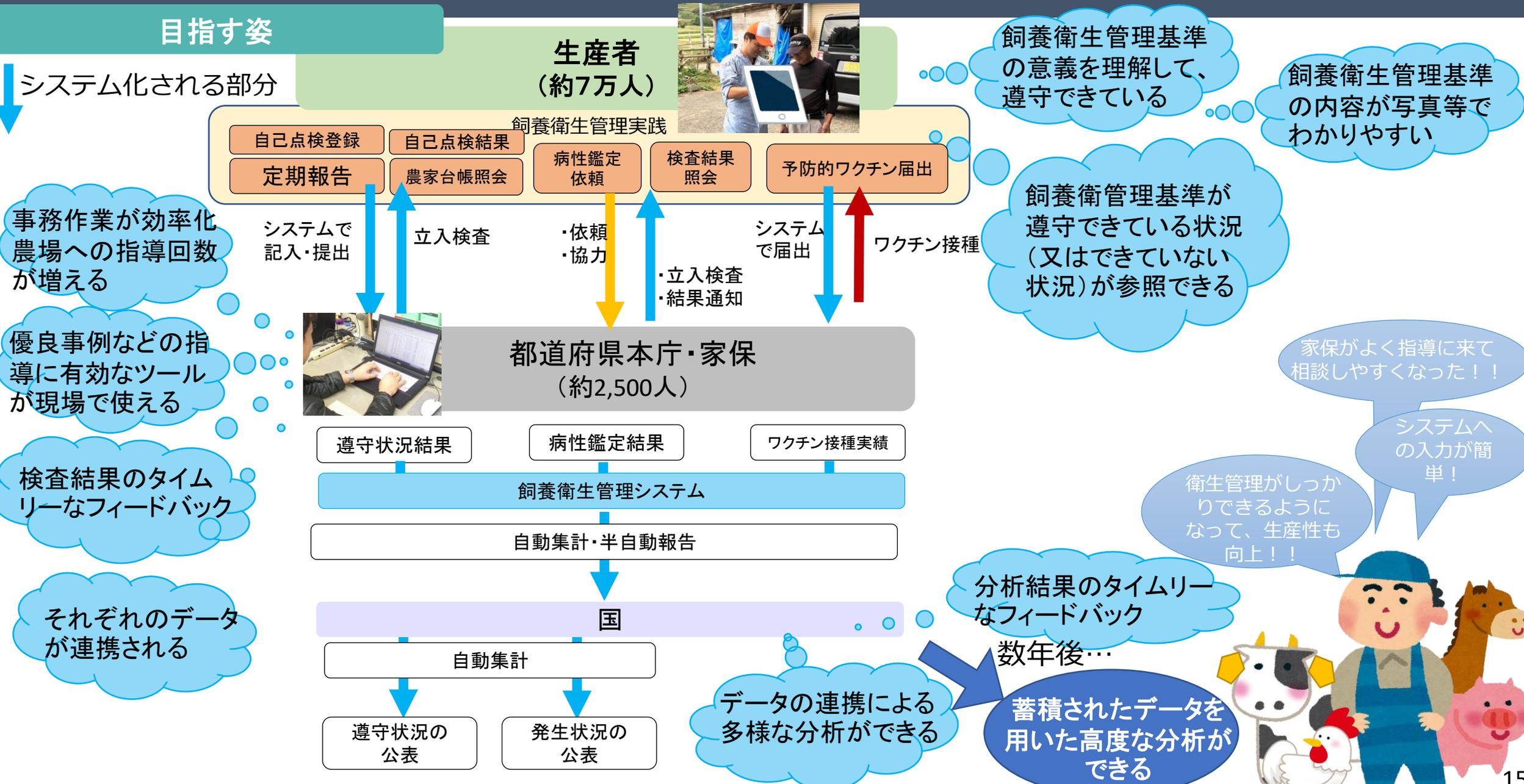
飼養衛生管理基準が文字ばかりで内容が理解できない



結果のフィードバックに時間がかかる

データの連携されていないので結果間の分析ができない

# 4. 2 システムを活用した新業務全体像 (R5開発着手部分)



# 4. 3 生産者向け画面のイメージ（暫定）

モックアップに対する関係者の意見も踏まえ、ユーザビリティの高い利用画面を検討

〇〇農場のカルテ  
(トップメニュー)

**タップ!**

飼養衛生管理点検

検査結果

投薬情報

生産者の飼養衛生管理点検アプリ

	2022/9/30	2023/2/1	2023/2/1	次回指導 4/8
項目	〇〇〇〇	自己点検	指導	
100				
...				
31害虫 駆除	×	×	指導あり	
31破損 修繕	×	×	指導あり	
32資材 整理	×	○	○	
32除草	×	×	指導あり	<b>クリック!</b>
...				
4000				
遵守率	60%	80%	83%	

過去の点検結果の比較

**スクロール!**

項目32 除草

【指導ステータス】  
家伝法12条の5に基づく指導★★

【あなたの改善方法】  
畜舎外周の草刈りを行い10cm以下を維持する

【改善期限】  
2022年4月8日

【改善結果の報告方法】  
写真 → **アップロードはこちら**

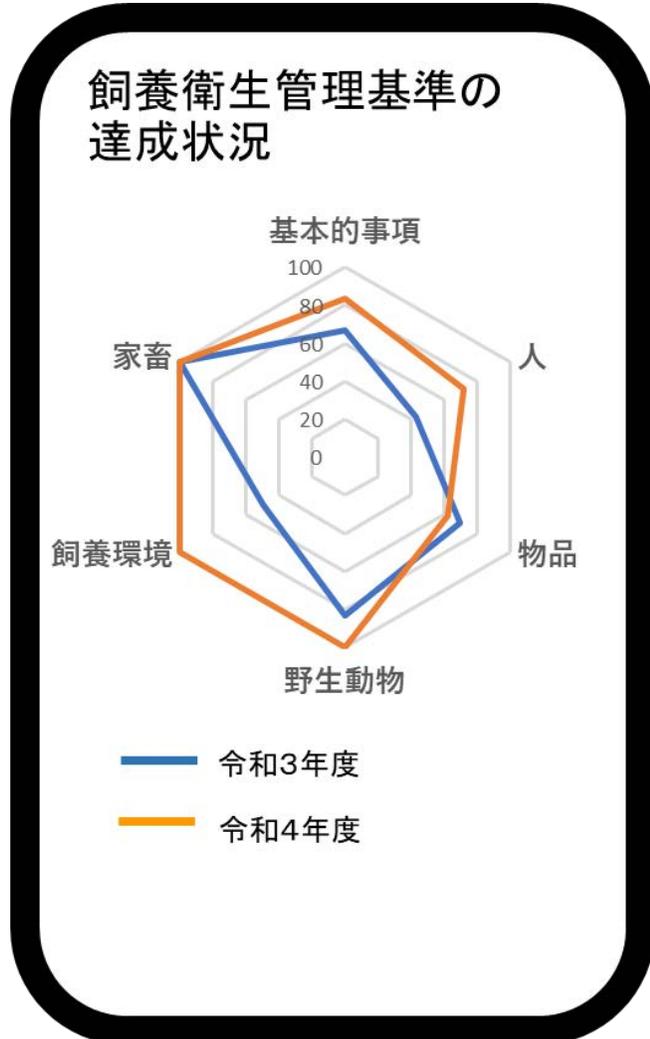
【遵守率】  
全国 92%  
あなたの県 85%



【この項目に関してよくある質問】  
[URL](#)

【取組事例】  
[URL](#)

未遵守項目の  
具体的改善方法



レーダーチャートによる  
視覚的な結果表示

# 4. 4 飼養衛生管理基準の推進体制

## ～飼養衛生管理指導等指針（農林水産大臣公表）の一部変更について～

- 家畜伝染病予防法（令和2年改正）により、県による指導のバラツキ解消・高位平準化を図るため、国が指導指針を作成、県が指導指針に即して指導計画を作成し、計画的な指導を行う制度を措置（令和3年4月1日施行）
- 指導指針を一部変更（令和5年9月19日付）

ICT等を活用した飼養衛生管理の情報共有化等に関する記載（抜粋）

太字部分：今回の一部変更点

### 第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

#### V 基本的な方向

- (7) 国は、(1)から(6)までの対応が適切に実施されるよう、技術的助言、専門家の派遣等必要な支援を行う。また、定期報告の内容、飼養衛生管理基準の遵守状況等の家畜の飼養農場の情報について迅速かつ包括的に確認できるよう、ICT等を活用した飼養衛生管理の情報共有化等の検討及び実装を進める。

※第二章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項 Ⅲ(4)でも同様の修正

### 第四章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する重要事項

#### IV 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する方針

- (1) 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向に係る情報収集については、都道府県による迅速な指導等を通じて家畜の伝染性疾病の発生を予防するために重要である。

このため、都道府県は、第一章のVを基本に、平常時から各家畜の飼養農場における家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関する情報収集を行うとともに、家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するため必要な情報の収集として、国が示す方針等に基づき、サーベイランスを実施する。このほか、投薬履歴やと畜検査結果、家畜共済等のデータも農場に対する指導に有用な情報となることから、活用を検討する。

これらを踏まえ、指導計画には、サーベイランスや病性鑑定、と畜検査等の情報の取りまとめの方法及び家畜の所有者等への情報提供の方法を記載する。

国は、これらの情報収集が可能な限り効果的かつ効率的に実施できるよう、ICT等の活用による当該情報の電子システム化の検討及び実装を進める。